

防衛省

番号	制度名
防衛省	
防衛01	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例

点検結果表

(行政機関名：防衛省)

制度名	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

- (1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【防衛省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。
- (2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【防衛省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。
- (3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【防衛省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。
- (4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【防衛省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。
- (5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【防衛省の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

- (6) 過去の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の建物約11,400戸、土地約5,500haのうち、令和7年度までの3年間に、令和3年度末時点で移転の希望がある事業用資産、建物51戸、土地29.1haに対し移転等を実施する）に対する過去の直接的な効果について、「令和4年度から6年度までの事業用資産の移転対象の99者のうち事業継続予定の17者に対しアンケート調査を実施したところ、うち12者（70％）から「租税特別措置による特例措置は必要」と回答があったことから、適用数のうち、70％が本特例措置の直接的効果と見込まれる」「適用数のうち70％が本特例措置の直接的効果と見込まれるところ、仮に特例措置がなかった場合には実績のうち70％にあたる建物36戸、土地6.8haが移転を取り止めたと考えられることから、本特例措置が直接的な効果として移転措置の促進に大きく寄与していることが伺える」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【防衛省の補足説明】
① 令和4年度から令和6年度までの事業用資産の移転対象者かつ事業継続予定者（17者）に対するアンケートにおいて、「事業用資産の買換え課税の繰延べを利用する予定」かつ「希望届を提出するにあたり事業用資産の買換えの課税の特例が動機の1つであった」と回答した3者のうち、実際に本特例措置を適用した法人1者へ聞き取りした結果、「本特例措置が決め手となって移転を検討し希望した」と回答があった。建物補償金についても繰り延べの対象となる本特例措置は他の手段で代替することが困難である上、数年かけて同じ者に複数回実施している当該アンケートで一貫した回答になっていることから、経済情勢等によらず本特例措置があったから移転を希望したという直接的効果が確認できた。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- (7) 将来の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の建物約11,000戸、土地約5,200haのうち、令和8年度から令和10年度までの3年間に、令和6年度末時点で移転の希望がある事業用資産、建物12戸、土地16.5haに対し移転等を実施する）に対する将来の直接的な効果について、「前回の政策評価（令和4年度）におけるアンケート調査においては、83％が本特例措置の直接的効果と見込まれていたところ、今回の政策評価（令和7年度）における割合の低下については、その間の経済情勢等の変化による影響が考えられるとしても、半数以上という一定の直接的な効果があると考えられることから、将来的にもある程度の直接的効果があると見込まれるものである」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【防衛省の補足説明】
① 航空機騒音障害区域内の事業用資産所有者のうち希望届未提出者（683者）に対するアンケートの結果において、有効回答65者の中で「本特例措置があるから移転を希望する」という回答を確認したことから、建物補償金についても繰り延べの対象となる本特

例措置は他の手段で代替することが困難である上、本特例措置には経済情勢等の影響によらない直接的効果があることを、今後移転を希望する見込みの事業用資産所有者に対して予測できる結果を得ている。なお、実際に移転を実施した者に対しては、本特例措置の適用の有無と合わせて「希望届を提出するにあたり事業用資産の買換えの課税の特例が動機であった」かどうか、また、「本特例措置がなければ、移転を実施しなかったか」どうかをアンケート調査で聞き取ることで直接的効果を把握し、事後検証の資とする。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(8) 他の政策手段	(点検結果の分類：A段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【防衛省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

点検項目(6)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税2) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 租税特別措置等の内容 1 概要 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第5条第1項において、国は、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域（以下「航空機騒音障害区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物等の所有者が、当該建物等を移転し、又は除却するときは、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる旨を規定しており、また、同条第2項において、国は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、当該土地を買入れることができる旨を規定している。 このうち、航空機騒音障害区域に所在する法人又は個人の事業用資産（以下「事業用資産」という。）を、国に譲渡し航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等に適用される譲渡所得の課税の特例が認められており、本特例措置の適用期間の延長を要望するもの。 2 控除の内容 事業用資産を国に譲渡し、航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等において、資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額以下ときは、その収入金額の70％に相当する金額を超える金額に相当する資産の譲渡があったものとして所得税が課税される等の特例措置である。 《要望の内容》 (法人税) 措置の適用期限を3年間延長し、令和11年3月31日までとする。 (所得税) 措置の適用期限を3年間延長し、令和11年12月31日までとする。

		《関係条項》 (法人税)租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第65条の7、第65条の8、第65条の9 (所得税)同法第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4
5	担当部局	防衛省地方協力局地域社会協力総括課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和7年8月 分析対象期間：令和4年度～10年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和49年度 創設 昭和50年度 延長（5年間） 昭和55年度 延長（5年間） 昭和60年度 延長（5年間） 縮減（圧縮割合を80％に引下げ） 平成2年度 延長（1年間） 平成3年度 延長（5年間） 平成8年度 延長（5年間） 平成13年度 延長（5年間） 平成18年度 延長（5年間） 平成23年度 延長（3年間） 平成26年度 延長（3年間） ・ 環境整備法の規定により譲渡されるものに限定。 ・ 土地等にあつては、平成26年4月1日又はその資産の所在地が航空機騒音障害区域となった日のいずれか遅い日前に取得したものに限定。 平成29年度 延長（3年間） 令和2年度 延長（3年間） 縮減（圧縮割合を70％に引下げ） 令和5年度 延長（3年間）
8	適用又は延長期間	3年間 (法人税)令和8年4月1日～11年3月31日 (所得税)令和9年1月1日～11年12月31日
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 航空機騒音障害区域からの移転を希望する建物等の所有者に対して移転補償や土地の買入れ（以下「移転の補償等」という。）を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。 《政策目的の根拠》 1 環境整備法第1条及び第5条 2 国家防衛戦略について（令和4年12月16日国家安全保障会議・閣議決定）Ⅲ第1項（2） 3 防衛力整備計画について（令和4年12月16日国家安全保障会議・閣議決定）Ⅵ第3項 別紙第1参照

		②: 政策体系における政策目的の位置付け	防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第168号。令和5年3月29日）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 別紙第2参照 基本目標：①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を收拾③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除 政策分野：我が国自身の防衛体制の強化（我が国の防衛力の抜本的強化、国全体の防衛体制の強化） 防衛力を支える要素 施策：地域コミュニティとの連携																																																											
		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の建物約11,000戸、土地約5,200haのうち、令和8年度から令和10年度までの3年間に、令和6年度末時点で移転の希望がある事業用資産、建物12戸、土地16.5haに対し移転等を実施する。																																																											
		④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置により、事業者の移転に伴う一時的な経済負担を軽減し航空機騒音障害区域外への移転を容易にすることで、航空機の音響に起因する障害が特に著しい区域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは正し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなる。																																																											
10	有効性等	①: 適用数	○適用件数 <table><tr><th colspan="2">年度 区分</th><th>令和 4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th></tr><tr><td rowspan="3">法人 税</td><td>件数(件)</td><td>1</td><td>0</td><td>8</td><td>8</td><td>4</td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td>建物(戸)</td><td>1</td><td>0</td><td>5</td><td>5</td><td>3</td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td>土地(ha)</td><td>0.008</td><td>0</td><td>0.3</td><td>0.9</td><td>2.4</td><td>0.1</td><td>0</td></tr><tr><td rowspan="3">所得 税</td><td>件数(件)</td><td>22</td><td>16</td><td>15</td><td>47</td><td>35</td><td>27</td><td>2</td></tr><tr><td>建物(戸)</td><td>15</td><td>27</td><td>3</td><td>8</td><td>4</td><td>3</td><td>0</td></tr><tr><td>土地(ha)</td><td>2.8</td><td>2.2</td><td>4.4</td><td>23</td><td>9</td><td>6.6</td><td>0.5</td></tr></table> 【算定根拠】 1 各年度の計数については、地方協力局地域社会協力総括課で整理 2 令和6年度以前の根拠については、別紙第3～1～3参照 3 令和7年度以降については見込みであり、別紙第3～4～7参照	年度 区分		令和 4	5	6	7	8	9	10	法人 税	件数(件)	1	0	8	8	4	2	0	建物(戸)	1	0	5	5	3	2	0	土地(ha)	0.008	0	0.3	0.9	2.4	0.1	0	所得 税	件数(件)	22	16	15	47	35	27	2	建物(戸)	15	27	3	8	4	3	0	土地(ha)	2.8	2.2	4.4	23	9	6.6	0.5
年度 区分		令和 4	5	6	7	8	9	10																																																						
法人 税	件数(件)	1	0	8	8	4	2	0																																																						
	建物(戸)	1	0	5	5	3	2	0																																																						
	土地(ha)	0.008	0	0.3	0.9	2.4	0.1	0																																																						
所得 税	件数(件)	22	16	15	47	35	27	2																																																						
	建物(戸)	15	27	3	8	4	3	0																																																						
	土地(ha)	2.8	2.2	4.4	23	9	6.6	0.5																																																						

	②	適用額	○適用額 (単位: 百万円)																																					
		<table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th></tr><tr><td>法人税</td><td>12</td><td>0</td><td>227</td><td>707</td><td>222</td><td>195</td><td>0</td></tr><tr><td>所得税</td><td>512</td><td>511</td><td>273</td><td>945</td><td>531</td><td>932</td><td>158</td></tr></table>	年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10	法人税	12	0	227	707	222	195	0	所得税	512	511	273	945	531	932	158														
年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10																																	
法人税	12	0	227	707	222	195	0																																	
所得税	512	511	273	945	531	932	158																																	
			【算定根拠】 1 各年度の計数については、地方協力局地域社会協力総括課で整理 2 令和6年度以前の根拠については、別紙第3～1～3参照 3 令和7年度以降については見込みであり、別紙第3～4～7参照																																					
	③	減収額	○減収額 (単位: 百万円)																																					
		<table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th></tr><tr><td>法人税</td><td>3</td><td>0</td><td>53</td><td>164</td><td>52</td><td>45</td><td>0</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>11</td><td>4</td><td>3</td><td>0</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>1</td><td>0</td><td>22</td><td>67</td><td>22</td><td>19</td><td>0</td></tr><tr><td>所得税</td><td>77</td><td>77</td><td>41</td><td>142</td><td>80</td><td>140</td><td>24</td></tr></table>	年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10	法人税	3	0	53	164	52	45	0	法人住民税	0	0	4	11	4	3	0	法人事業税	1	0	22	67	22	19	0	所得税	77	77	41	142	80
年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10																																	
法人税	3	0	53	164	52	45	0																																	
法人住民税	0	0	4	11	4	3	0																																	
法人事業税	1	0	22	67	22	19	0																																	
所得税	77	77	41	142	80	140	24																																	
			【算定根拠】 1 各年度の計数については、地方協力局地域社会協力総括課で整理 2 令和6年度以前の根拠については、別紙第3～1～3参照 3 令和7年度以降については見込みであり、別紙第3～4～7参照 4 課税の繰り延べであるため、期間全体を通せば減収とはならない																																					
	④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》																																					
		<table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th></tr><tr><td>建物(戸)</td><td>27</td><td>31</td><td>9</td><td>13</td><td>7</td><td>5</td><td>0</td></tr><tr><td>土地(ha)</td><td>8.6</td><td>6.7</td><td>7.1</td><td>23.9</td><td>9.2</td><td>6.7</td><td>0.5</td></tr></table>	年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10	建物(戸)	27	31	9	13	7	5	0	土地(ha)	8.6	6.7	7.1	23.9	9.2	6.7	0.5														
年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10																																	
建物(戸)	27	31	9	13	7	5	0																																	
土地(ha)	8.6	6.7	7.1	23.9	9.2	6.7	0.5																																	
			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 1 各年度の計数については、地方協力局地域社会協力総括課で整理 2 令和6年度以前については実績であり、別紙第4～1～3参照 3 令和7年度以降については見込みであり、別紙第4～4～7参照																																					
			○達成目標の変更理由・所期の目標達成状況 令和5年度から令和7年度までの3年間ににおける移転の補償等の見込みは、所期の目標51戸に対し、53戸であり、所期の目標に達した。 土地の買入れについても、所期の目標29.1haに対し、37.7haであり、所期の目標に達した。 戸数等調査を実施した平成28年度時点の対象に対する事業用資産の土地の買入れの進捗率は、前回要望時(令和3年度末時点)で30.2%(107ha)に対し、令和6年度末時点では、36.6%(129.4ha)と、進捗が図られている。 本特例措置により、事業者の移転に伴う一時的な経済負担を軽減し航空機騒音障害区域外への移転を容易にすることで、航空機の音響																																					

			に起因する障害が特に著しい区域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは正し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するため、令和8年度から令和10年度までの3年間に令和6年度末までに要望のあった建物12戸、土地16.5haの事業用資産の移転等を実施する必要があり、本特例措置の延長を要望する。																												
			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》																												
			<table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th></tr><tr><td>建物(戸)</td><td>16</td><td>27</td><td>8</td><td>13</td><td>7</td><td>5</td><td>0</td></tr><tr><td>土地(ha)</td><td>2.8</td><td>2.2</td><td>4.7</td><td>23.9</td><td>9.2</td><td>6.7</td><td>0.5</td></tr></table>					年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10	建物(戸)	16	27	8	13	7	5	0	土地(ha)	2.8	2.2	4.7	23.9	9.2	6.7	0.5
年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10																								
建物(戸)	16	27	8	13	7	5	0																								
土地(ha)	2.8	2.2	4.7	23.9	9.2	6.7	0.5																								
			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 1 各年度の計数については、地方協力局地域社会協力総括課で整理 2 令和6年度以前の根拠については、別紙第3～1～3参照 3 令和7年度以降については見込みであり、別紙4～4～7参照																												
			前回政策評価を実施した令和4年度から令和6年度までの間に建物67戸、土地22.4haの事業用資産が移転等を実施しており、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与したところである。 また、移転等を実施した事業用資産のうち、本特例措置の適用数については以下のとおりであった。 ・令和4年度 建物27戸、土地8.6haのうち、建物16戸、土地2.8ha ・令和5年度 建物31戸、土地6.7haのうち、建物27戸、土地2.2ha ・令和6年度 建物9戸、土地7.1haのうち、建物8戸、土地4.7ha 令和4年度から6年度までの間に移転の補償等を実施する建物67戸のうち76%にあたる51戸、土地22.4haのうち43%にあたる9.7haが本特例措置を適用していたため、政策効果が発現したと言える。 さらに、令和4年度から6年度までの事業用資産の移転対象の99者のうち事業継続予定の17者に対しアンケート調査を実施したところ、うち12者(70%)から「租税特別措置による特例措置は必要」と回答があったことから、適用数のうち、70%が本特例措置の直接的効果と見込まれる。前回の政策評価(令和4年度)におけるアンケート調査においては、83%が本特例措置の直接的効果と見込まれていたところ、今回の政策評価(令和7年度)における割合の低下については、その間の経済情勢等の変化による影響が考えられるとしても、半数以上という一定の直接的な効果があると考えられることから、将来的にもある程度の直接的効果があると思込まれるものである。 また、アンケートの中で、「2,000万円控除よりも税金を圧縮できるため(事業用資産の買換え課税の繰り延べを利用)。事業用のため他に利用できる税金の特例措置がない。」という意見や、「事業用資産の買換え特例がなくなるのは大変厳しい。」「事業を継続する人には必要だと思う。」といった意見があったこと、個人・法人を問わず、事業用資産の買換え特例を利用したと回答した全ての所有者が「この制度が移転の動機の一つとなった」と回答していることから、事業用資産の買換え																												

			特例が実際に直接移転措置の促進に寄与していることが伺える。 なお、適用数のうち70%が本特例措置の直接的効果と見込まれるところ、仮に特例措置がなかった場合には実績のうち70%にあたる建物36戸、土地6.8haが移転を取り止めたと考えられることから、本特例措置が直接的な効果として移転措置の促進に大きく寄与していることが伺える。				
			別紙第5参照				
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 また、法人の適用件数は各年度で10件未満と僅少になっているが、本特例措置が適用されるものは移転の補償等の対象となる事業用資産の買換えを行う場合に限定されるためである。適用数自体は少ないが、大規模な事業用資産の移転においては、移転措置事業における他の特例を適用するよりも本特例措置を適用した方が、法人税等が優遇されることから、達成目標の実現のため、少しでも進捗率を向上させていく観点からも本特例措置は必要である。 この点について、航空機騒音障害区域で移転の希望届を提出していない事業者93者へアンケートを実施し、12者(13%)から回答があったところ、7者(59%)が「移転をする際に税の特例措置を利用したい」とのことであり、更に4者(33%)が「事業用資産の買換えの特例があることが移転の動機の一つとなる」と回答があったことから、今後、移転を考えている事業者にとって、本特例措置の継続が直接的に移転の促進に繋がるものである。 また、今後、全国的に航空機騒音障害区域を見直していく予定であるところ、区域解除により今まで移転を留保していた事業者の移転希望増加や、新たな区域指定による新規対象事業者の増加に対し、前述のアンケート結果に見られるような、今後特例措置を利用して移転をしたいと考えている者が、移転時に特例措置がなくなったことで資金計画が立たないなどを理由に移転を断念することのないよう移転を促進させる措置として、引き続き必要であるといえる。				
			別紙第5参照				
			事業用資産を移転する場合の移転補償金等が譲渡所得として法人税等の課税対象となることから、本特例措置がない場合、資産の目減りが生じ、従前の資産と同等の資産に買い換えることができず、移転を断念することに繋がる。経済的負担により移転を断念する事業者が増加すれば、自衛隊等の飛行場が所在することによって特定の地域の住民が受けている不利益を放置することにもなることから、航空機騒音障害区域外への移転等を容易にするため、本特例措置は必要である。				
		⑤	税収減を是認する理由等	航空機の音響に起因する障害が特に著しい地域の関係住民だけが受けている不利益を公平性の観点からは正す措置であり、移転に伴う経済的負担を軽減することにより航空機騒音障害区域外への移転を容易にし、移転が促進されることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができることから、本特例措			

			置による税収減を是認する効果が得られていると認められる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図る観点から事業用資産の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは困難であることから、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。 なし なし
12	有識者の見解		本事業の必要性等について異論はない。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		【事前評価】令和4年8月(R4防衛02)

1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（移転の補償等）

第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 （略）

2 国家防衛戦略について（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）（抄）

III 我が国の防衛の基本方針

我が国の防衛の根幹である防衛力は、我が国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、我が国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合には、これを阻止・排除し、我が国を守り抜くという意味と能力を表すものである。

この防衛力については、我が国は戦後一貫して節度ある効率的な整備を行うものとしてきた。（中略）、今後の防衛力については、相手の能力と戦い方に着目して、我が国を防衛する能力をこれまで以上に抜本的に強化するとともに、新たな戦い方への対応を推進し、いついかなるときも力による一方的な現状変更やその試みは決して許さないと意思を明確にしていける必要がある。こうした努力は、我が国一国でなし得るものではなく、同盟国・同志国等と緊密に協力・連携して実施していく必要がある。このため、本戦略において、我が国の防衛目標を明確にした上で、防衛目標を達成するためのアプローチと具体的な手段を示し、あらゆる努力を統合して実施していく必要がある。

1 我が国自身の防衛体制の強化

(2) 国全体の防衛体制の強化

ク 自衛隊及び在日米軍が、平素からシームレスかつ効果的に活動できるよう、自衛隊施設及び米軍施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力をこれまで以上に獲得していく。日頃から防衛省・自衛隊の政策や活動、さらには、在日米軍の役割に関する積極的な広報を行い、地元に対する説明責任を果たしながら、地元の要望や情勢

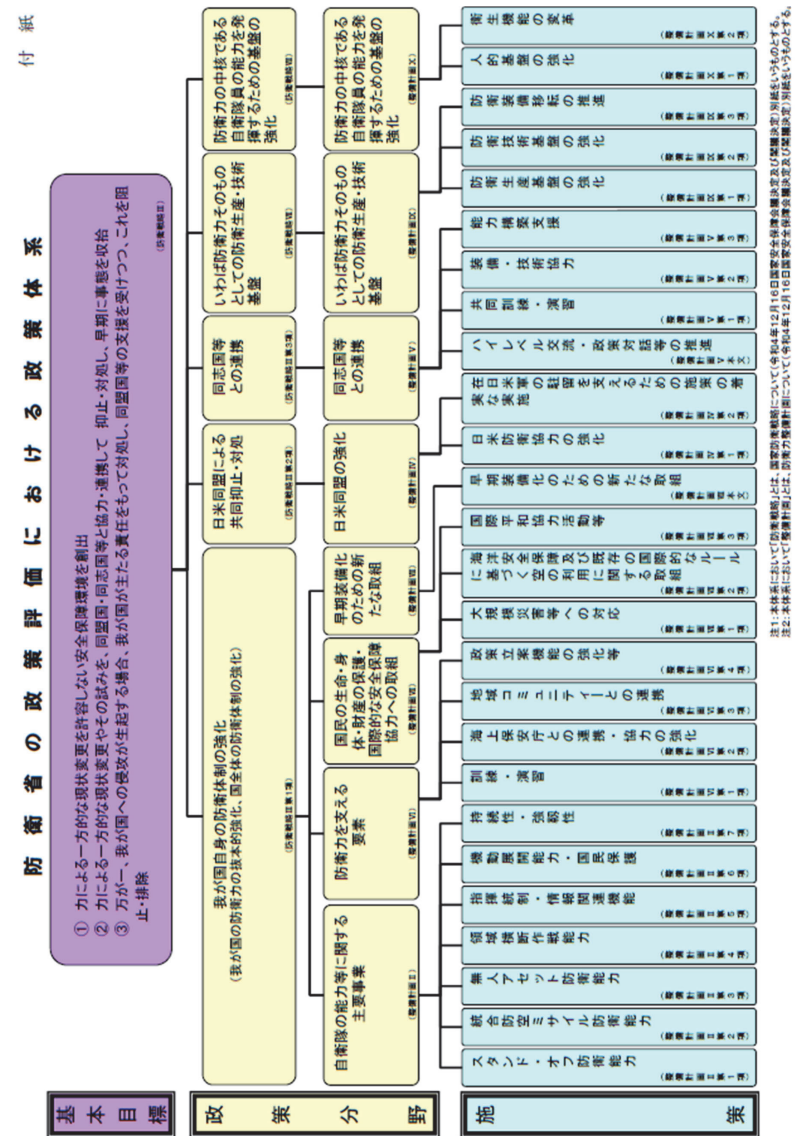
また、地方によっては、自衛隊の部隊による急患輸送や存在そのものが地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献していることを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配備・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性や地元経済への寄与に配慮する。

VI 防衛力を支える要素

自衛隊及び在日米軍が、平素からシームレスかつ効果的に活動できるよう、自衛隊施設及び米軍施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力をこれまで以上に獲得していく。日頃から防衛省・自衛隊の政策や活動、在日米軍の役割に関する積極的な広報を行い、地元に対する説明責任を果たしながら、地元の要望や情勢に応じた調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業についても、我が国の防衛への協力促進という観点も踏まえ、引き続き推進する。また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防等の関係機関との連携を一層強化する。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。また、中小企業者に関する国等の契約の方針を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保を図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進する。

紙付



ふ、そのまじり混交(混合)種及び改良種を無登録取扱期間(0.1日以下)として三回土壌改良検査、また「改良種扱いでない雑草等」の土壌改良検査(改良種扱い改良種取扱期間(0.1日以下)を介して)に一回土壌改良検査、また「改良種扱い」において雑草等(土壌改良検査)及び改良種を無登録取扱期間(0.1日以下)を介して一回土壌改良検査、

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠（令和4年度）

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	1件 1戸 0.008ha		
② 法人税	1件 1戸 0.008ha	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条) ※適用実態調査情報では令和5年度事業として計上されていることを特定	
所得税	22件 15戸 2.8ha	事業用資産移転補償等実績者のうち、租税特別措置対象者(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
③ 適用額	12百万円		
④ 法人税	12百万円	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)(財務省)	
所得税	512百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	4百万円	⑥＋⑦＋⑧	
⑥ 法人税	3百万円	12百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	0百万円	3百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	1百万円	⑨＋⑩	
⑨ 事業税	1百万円	12百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	0百万円	1百万円×37%	⑨×税率
所得税	77百万円	512百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

3 減収額の計算方法

【法人税】＝適用額【法人税】×税率(23.2%)

【法人住民税】＝減収額【法人税】×税率(7%(都道府県税+市町村民税))

【法人事業税】

[うち事業税]＝適用額【法人税】×税率(7%)

[うち特別法人事業税]＝減収額【事業税】×税率(37%)

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠（令和5年度）

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	0件 0戸 0ha		
② 法人税	0件 0戸 0ha	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条) ※適用実態調査情報にて令和5年度事業として計上されている1件は、令和4年度事業として整理	
所得税	16件 27戸 2.2ha	事業用資産移転補償等実績者のうち、租税特別措置対象者(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
③ 適用額	0百万円		
④ 法人税	0百万円	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)	
所得税	511百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	0百万円	⑥＋⑦＋⑧	
⑥ 法人税	0百万円	0百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	0百万円	0百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	0百万円	⑨＋⑩	
⑨ 事業税	0百万円	0百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	0百万円	0百万円×37%	⑨×税率
所得税	77百万円	511百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

3 減収額の計算方法

【法人税】＝適用額【法人税】×税率(23.2%)

【法人住民税】＝減収額【法人税】×税率(7%(都道府県税+市町村民税))

【法人事業税】

[うち事業税]＝適用額【法人税】×税率(7%)

[うち特別法人事業税]＝減収額【事業税】×税率(37%)

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和6年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	8件 5戸 0.3ha		
② 法人税	8件 5戸 0.3ha	事業用資産移転補償等実績者のうち、租税特別措置対象者(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
所得税	15件 3戸 4.4ha	事業用資産移転補償等実績者のうち、租税特別措置対象者(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
③ 適用額	227百万円		
④ 法人税	227百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	273百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	79百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	53百万円	227百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	4百万円	53百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	22百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	16百万円	227百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	6百万円	16百万円×37%	⑨×税率
所得税	41百万円	273百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

3 適用額の計算方法

適用額【法人税】＝(事業用資産移転補償等実績額－取得費※)×圧縮割合(70%)
＝340,737千円×95%×70%＝226,590千円＝227百万円

※取得費＝事業用資産移転補償等実績額×5%

4 減収額の計算方法

【法人税】＝適用額【法人税】×税率(23.2%)

【法人住民税】＝減収額【法人税】×税率(7%(都道府県税+市町村民税))

【法人事業税】

[うち事業税]＝適用額【法人税】×税率(7%)

[うち特別法人事業税]＝減収額【事業税】×税率(37%)

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和7年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	8件 5戸 0.9ha		
② 法人税	8件 5戸 0.9ha	令和7年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
所得税	47件 8戸 23ha	令和7年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
③ 適用額	707百万円		
④ 法人税	707百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	945百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	242百万円、	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	164百万円	707百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	11百万円	164百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	67百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	49百万円	707百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	18百万円	49百万円×37%	⑨×税率
所得税	142百万円	945百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

3 適用額の計算方法

適用額【法人税】＝(事業用資産移転補償等予定額－取得費※)×圧縮割合(70%)
＝1,063,372千円×95%×70%＝707,142千円＝707百万円

※取得費＝事業用資産移転補償等予定額×5%

4 減収額の計算方法

【法人税】＝適用額【法人税】×税率(23.2%)

【法人住民税】＝減収額【法人税】×税率(7%(都道府県税+市町村民税))

【法人事業税】

[うち事業税]＝適用額【法人税】×税率(7%)

[うち特別法人事業税]＝減収額【事業税】×税率(37%)

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和8年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	4件 3戸 2.4ha		
② 法人税	4件 3戸 2.4ha	令和8年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
所得税	35件 4戸 9ha	令和8年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
③ 適用額	222百万円		
④ 法人税	222百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	531百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	78百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	52百万円	222百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	4百万円	52百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	22百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	16百万円	222百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	6百万円	16百万円×37%	⑨×税率
所得税	80百万円	531百万円×15%	

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。
- 3 減収額の計算方法

適用額【法人税】＝(事業用資産移転補償等予定額－取得費※)×圧縮割合(70%)
＝334,216千円×95%×70%＝222,254千円≒222百万円

※ 取得費＝事業用資産移転補償等予定額×5%

【法人税】＝適用額【法人税】×税率(23.2%)

【法人住民税】＝減収額【法人税】×税率(7%(都道府県税+市町村民税))

【法人事業税】

[うち事業税]＝適用額【法人税】×税率(7%)

[うち特別法人事業税]＝減収額【事業税】×税率(37%)

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和9年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	2件 2戸 0.1ha		
② 法人税	2件 2戸 0.1ha	令和9年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
所得税	27件 3戸 6.6ha	令和9年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
③ 適用額	195百万円		
④ 法人税	195百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	932百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	67百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	45百万円	195百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	3百万円	45百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	19百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	14百万円	195百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	5百万円	14百万円×37%	⑨×税率
所得税	140百万円	932百万円×15%	

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。
- 3 適用額の計算方法

適用額【法人税】＝(事業用資産移転補償等予定額－取得費※)×圧縮割合(70%)
＝293,790千円×95%×70%＝195,370千円≒195百万円

※ 取得費＝事業用資産移転補償等予定額×5%

4 減収額の計算方法

【法人税】＝適用額【法人税】×税率(23.2%)

【法人住民税】＝減収額【法人税】×税率(7%(都道府県税+市町村民税))

【法人事業税】

[うち事業税]＝適用額【法人税】×税率(7%)

[うち特別法人事業税]＝減収額【事業税】×税率(37%)

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠（令和10年度）

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	0件 0戸 0.0ha		
② 法人税	0件 0戸 0.0ha	令和10年度において移転を予定している事業用資産所有者数（防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ（令和7年3月末時点））	
所得税	2件 0戸 0.5ha	令和10年度において移転を予定している事業用資産所有者数（防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ（令和7年3月末時点））	
③ 適用額	0百万円		
④ 法人税	0百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	158百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	0百万円	⑥＋⑦＋⑧	
⑥ 法人税	0百万円	0百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	0百万円	0百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	0百万円	⑨＋⑩	
⑨ 事業税	0百万円	0百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	0百万円	0百万円×37%	⑨×税率
所得税	24百万円	158百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

3 適用額の計算方法

適用額【法人税】＝（事業用資産移転補償等予定額－取得費※）×圧縮割合（70%）
＝0千円×95%×70%＝0百万円

※ 取得費＝事業用資産移転補償等予定額×5%

4 減収額の計算方法

【法人税】＝適用額【法人税】×税率（23.2%）

【法人住民税】＝減収額【法人税】×税率（7%（都道府県税＋市町村民税））

【法人事業税】

〔うち事業税〕＝適用額【法人税】×税率（7%）

〔うち特別法人事業税〕＝減収額【事業税】×税率（37%）

事業用資産の移転補償等の実績（令和4年度）

令和4年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1	2	578
移転希望者2	1	
移転希望者3	1	516
移転希望者4		1,046
移転希望者5		3,296
移転希望者6		832
移転希望者7	2	1,590
移転希望者8	1	
移転希望者9	1	
移転希望者10	1	
移転希望者11		887
移転希望者12		3,986
移転希望者13		2,899
移転希望者14		7,531
移転希望者15		1,899
移転希望者16		539
移転希望者17		1,903
移転希望者18		18,258
移転希望者19		2,744
移転希望者20		2,457
移転希望者21		105
移転希望者22		374
移転希望者23	1	84
移転希望者24	13	2,036
移転希望者25	1	413
移転希望者26		1,162
移転希望者27		175
移転希望者28		2,101
移転希望者29		1,411
移転希望者30		1,480
移転希望者31		1,070
移転希望者32		1,597
移転希望者33		1,210
移転希望者34		79
移転希望者35		239
移転希望者36		92
移転希望者37		51
移転希望者38		3,159
移転希望者39		29
移転希望者40		4,235
移転希望者41		334
移転希望者42		2,978
移転希望者43		314
移転希望者44		1,138
移転希望者45		979
移転希望者46		1,916
移転希望者47		605
移転希望者48		1,739
移転希望者49	1	321
移転希望者50	1	
移転希望者51	1	
移転希望者52		133
移転希望者53		
移転希望者54		478
移転希望者55		1,287
移転希望者56		585
移転希望者57		23
移転希望者58		775
合計	27	85,668

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を実施した者を計上。

事業用資産の移転補償等の実績（令和5年度）

令和5年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1	1	1,808
移転希望者2		2,280
移転希望者3		226
移転希望者4		1,004
移転希望者5		17,842
移転希望者6		1,259
移転希望者7		2,013
移転希望者8		1,922
移転希望者9		9,558
移転希望者10		850
移転希望者11	14	226
移転希望者12	1	
移転希望者13	7	230
移転希望者14		2,240
移転希望者15		1,221
移転希望者16		583
移転希望者17		2,285
移転希望者18	1	138
移転希望者19	1	140
移転希望者20		170
移転希望者21		499
移転希望者22	1	83
移転希望者23	2	151
移転希望者24		141
移転希望者25		2,206
移転希望者26		460
移転希望者27		2,234
移転希望者28		9,654
移転希望者29		3,670
移転希望者30		1,872
移転希望者31		132
移転希望者32	1	
移転希望者33	1	
移転希望者34	1	
合計	31	67,098

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を実施した者を計上。

事業用資産の移転補償等の実績（令和6年度）

令和6年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1		8,064
移転希望者2		13,403
移転希望者3		6,441
移転希望者4		3,792
移転希望者5		3,627
移転希望者6		3,154
移転希望者7	1	2,184
移転希望者8		149
移転希望者9	1	71
移転希望者10	1	82
移転希望者11		1,647
移転希望者12	1	90
移転希望者13	1	75
移転希望者14	1	81
移転希望者15		2,643
移転希望者16	1	99
移転希望者17		2,040
移転希望者18	1	
移転希望者19		898
移転希望者20		1,569
移転希望者21		715
移転希望者22		38
移転希望者23		2,203
移転希望者24		971
移転希望者25		5,696
移転希望者26		720
移転希望者27		4,772
移転希望者28		2,788
移転希望者29		1,524
移転希望者30		976
移転希望者31	1	
合計	9	70,512

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を実施した者を計上。

別紙第 4－4

事業用資産の移転補償等の実施見込み（令和 7 年度）

令和 7 年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者 1		20,441
移転希望者 2		3,000
移転希望者 3		1,028
移転希望者 4		1,402
移転希望者 5		922
移転希望者 6		14,270
移転希望者 7		3,781
移転希望者 8		2,164
移転希望者 9		1,509
移転希望者 10		4,469
移転希望者 11		404
移転希望者 12		5,977
移転希望者 13		9,928
移転希望者 14		13,628
移転希望者 15		10,569
移転希望者 16	6	1,884
移転希望者 17	1	202
移転希望者 18	1	68
移転希望者 19	1	148
移転希望者 20	1	1,856
移転希望者 21		1,289
移転希望者 22		1,379
移転希望者 23		2,396
移転希望者 24	1	140
移転希望者 25		521
移転希望者 26	1	672
移転希望者 27		2,066
移転希望者 28		3,644
移転希望者 29		9,358
移転希望者 30		2,481
移転希望者 31		3,045
移転希望者 32		4,713
移転希望者 33		361
移転希望者 34		2,337
移転希望者 35		407
移転希望者 36		1,295
移転希望者 37		23,578
移転希望者 38		7,335
移転希望者 39		1,105
移転希望者 40		716
移転希望者 41		2,401
移転希望者 42		2,862
移転希望者 43		1,620
移転希望者 44		10,172
移転希望者 45		680
移転希望者 46		1,397
移転希望者 47		812
移転希望者 48		1,169
移転希望者 49		3,728
移転希望者 50	1	
移転希望者 51		9,693
移転希望者 52		27,076
移転希望者 53		1,680
移転希望者 54		8,969
移転希望者 55		310
合計	13	239,058

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を予定している者を計上。

（令和 7 年 3 月末時点）

事業用資産の移転補償等の実施見込み（令和 8 年度）

別紙第 4－5

令和 8 年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者 1		935
移転希望者 2		2,731
移転希望者 3		4,364
移転希望者 4	1	333
移転希望者 5		517
移転希望者 6		986
移転希望者 7		1,116
移転希望者 8		4,996
移転希望者 9		2,031
移転希望者 10		2,081
移転希望者 11		3,079
移転希望者 12		1,778
移転希望者 13		4,001
移転希望者 14		148
移転希望者 15		191
移転希望者 16		3,693
移転希望者 17		446
移転希望者 18		455
移転希望者 19	2	1,063
移転希望者 20		37
移転希望者 21	1	139
移転希望者 22		60
移転希望者 23	1	411
移転希望者 24		1,232
移転希望者 25		69
移転希望者 26	1	250
移転希望者 27		1,525
移転希望者 28		20,025
移転希望者 29		5,593
移転希望者 30		653
移転希望者 31		3,110
移転希望者 32		1,266
移転希望者 33		5,461
移転希望者 34		1,860
移転希望者 35		3,363
移転希望者 36		1,584
移転希望者 37		4,659
移転希望者 38		6,017
移転希望者 39	1	0
合計	7	92,257

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を予定している者を計上。

（令和 7 年 3 月末時点）

令和9年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1		2,197
移転希望者2		969
移転希望者3		12,602
移転希望者4	1	0
移転希望者5		3,588
移転希望者6		713
移転希望者7	1	301
移転希望者8	1	5,156
移転希望者9	1	271
移転希望者10	1	845
移転希望者11		2,064
移転希望者12		661
移転希望者13		5,625
移転希望者14		212
移転希望者15		2,669
移転希望者16		3,110
移転希望者17		3,774
移転希望者18		463
移転希望者19		4,624
移転希望者20		5,018
移転希望者21		722
移転希望者22		3,388
移転希望者23		821
移転希望者24		388
移転希望者25		789
移転希望者26		996
移転希望者27		5,039
移転希望者28		250
合計	5	67,254

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を予定している者を計上。

(令和7年3月末時点)

[illegible]

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を予定している者を計上。

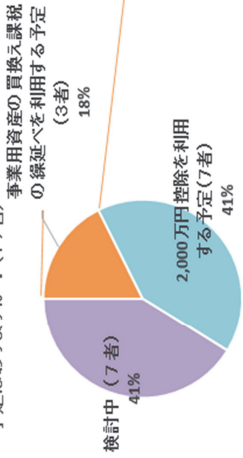
(令和7年3月末時点)

事業用資産所有者に対する移転措置事業と租税特別措置に関する調査

1. 特別措置の適用状況に関する調査(令和4年度～6年度)

- 調査対象者: 令和4年度から6年度までの事業用資産の移転対象者(99者)のうち事業継続予定者(17者)
- 調査方法: 対象者に対する電話での聞き取り等

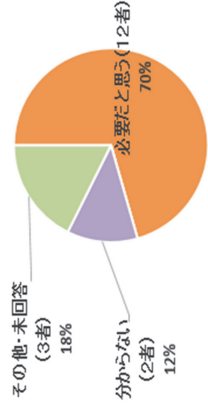
問 移転に際し、税金の特例措置を利用する予定はありますか？(17者)



問 事業用資産の買換えの課税の特例があることは、移転措置事業を検討するうえで動機(きっかけ)となりましたか？(3者)



問 移転に際し、事業用資産の買換えの課税の特例は必要だと思いますか？(17者)



◎ 自由記述(回答ママ)

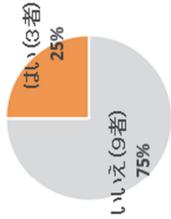
- 2,000万円控除よりも税金を圧縮できるため(事業用資産の買換え課税の繰り延べを利用)。事業用のため他に利用できる税金の特例措置がない。
- 事業用資産の買換え特例がなくなるのは大変厳しい。
- 事業を新しく始める際には、税金の特例措置は重要なため。
- 事業を継続する人には必要だと思う。

事業用資産所有者に対する移転措置事業と租税特別措置に関する調査

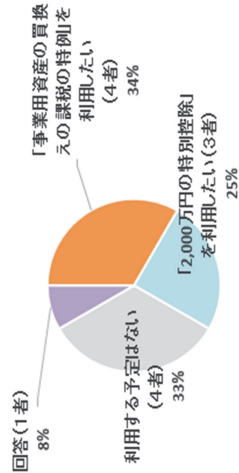
2. 移転可能性のある事業者に対する移転希望等に関する調査(令和5年度実施) ※ 法人のみ

- 調査対象者: 航空機騒音障害区域内の事業用資産所有者のうち希望届未提出者93者(郵送でのアンケート可能者)
- 調査方法: 対象者に対する郵送でのアンケート
- 回答率: 13%(12者)

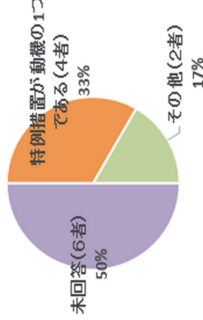
問 今後、移転の予定はありますか？(12者)



問 移転する場合、税の特例措置を利用したいと考えますか？(12者)



問 「事業用資産の買換えの特例があることは、移転を検討するうえで動機(きっかけ)となりますか？(12者)



◎ 自由記述(回答ママ)

- 税の特例措置は国の責任として当然であり、一度施行したなら継続するのが国の義務と考えます。
- 現在移転の予定はないが、将来移転することになれば希望したい。(同様の回答が複数あり)